

施設等利用給付認定等（申請内容）変更届

提出日 年 月 日

蓮田市長 宛て

施設等利用給付認定等を受けた（申請書に記載した）内容を変更する必要があることから、次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	
	氏名		生年月日	年 月 日
	現住所		連絡先	
申請子ども	フリガナ		個人番号 (マイナンバー)	
	氏名		生年月日	年 月 日
変更内容 (変更項目のみ記入)			変更前	変更後
	保 護 者	氏名		
		生年月日	年 月 日	年 月 日
		現住所		
		連絡先		
		就労状況等※1		
	子 ど も	氏名		
		利用施設		
		認定区分※2		
	その他 ()			
変更年月日		年 月 日		
変更の理由				

※1 認定を受けた方の勤務先、勤務場所、又は保育を必要とする理由等が変わったときは、状況が変わった保護者について、保育の必要性を証明する書類（裏面参照）を添付してください。

※2 新1号認定から新2号（3号）認定に認定区分の変更を行うときは、両親について、保育の必要性を証明する書類（裏面参照）を添付してください。

【施設等利用給付認定の認定区分】

保育を必要とする理由	認定希望日時点での年齢	市民税課税状況	認定区分
該当しない	満3歳に達している。		新1号認定
	満3歳に達していない。		認定なし
該当する	3歳～5歳児クラスに在籍している。	非課税世帯	⇒ 新2号認定
	満3歳に達してから最初の3月31日を経過していない。 (2歳児クラスだが、年齢は3歳に達している。)		新3号認定
	満3歳に達していない。	課税世帯	新1号認定
		非課税世帯	新3号認定
	課税世帯	認定なし	

※ 新制度幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用者には、新1号認定を認定することができません。



【保育を必要とする理由（父母それぞれがいずれか類型に該当する必要があります。）】

事由の詳細		保育の必要性を証明する書類
1. 就労（内定）している方	保護者が毎月 64 時間以上労働していること。	就労証明書（所定用紙）
2. 自営（起業予定を含む）している方 さらに ↓ 自営業中心者の方 自営業協力者の方	保護者が毎月 64 時間以上自営していること。	自営業申立書（所定用紙）
		受注表・請負契約書・営業許可証・開業届・最新分の確定申告書の写し（いずれかのコピー）
		最新分の確定申告書の写し・源泉徴収票・給与明細書（いずれかのコピー）
3. 内職している方	保護者が毎月 64 時間以上内職していること。	内職証明書（所定用紙）
4. 求職活動中の方	保護者が求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。 【利用期間：利用開始日から3ヶ月間】	就労確約書（所定用紙）
5. 出産予定がある方	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。 【利用期間：出産日から起算して8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間経過する日が属する月の末日までの期間】	新生児の母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページ)
6. 就学（内定）している方	保護者が学校または職業訓練校に、毎月 64 時間以上在学していること	就学状況証明書（所定用紙）
7. 介護・看護をしている方	保護者が同居の親族等（長期入院等している親族を含む。）を、毎月 64 時間以上、常時介護・看護していること	介護・看護状況申立書（所定用紙）
8. 疾病の方	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	医師の診断書（保育できないことが明記されているもの）
9. 心身に障がいのある方		身体障害者手帳等の写し（氏名・等級記載部分）
10. 不存在	離婚、未婚、死亡により不存在	児童扶養手当証書の写し・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し・戸籍全部事項証明書（原本）のいずれか一つ
	離婚調停（裁判）中で不存在	離婚調停（裁判）を証する書類
11. その他	※ 上記に当てはまらない方は、事前に蓮田市保育課にご相談ください。	

- ・ 証明書・診断書は、発行日から3か月以内のものが有効です。
- ・ 就労証明書等の所定用紙は、市内の利用施設から受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。
- ・ 新3号認定については、別途書類の提出をお願いする場合があります。